

宇和島市女性リーダー育成支援業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
全体評価	業務の実施方針	業務の目的及び内容等の理解度が高く、目的にあった実施方針が示されているか	20
提案項目	地域社会における女性の参画を促し、女性活躍の推進を担う女性リーダーの育成等に関する提案	女性活躍の推進における知見や本市の地域特性及び協働のまちづくりにつながる提案となっているか	20
		女性リーダーの育成に必要かつ効果的な研修プログラムが提案されているか	
	研修会の開催及び女性活躍に関する提案	研修参加者に応じた実施体制、実施内容、実施回数とするなど、効果的な研修実施の提案となっているか	20
	女性活躍推進を担う女性リーダーの育成・体制構築のための独自提案	仕様書の業務内容を満たした上で、本市の業務遂行にとって有益な独自の提案はあるか。また、その具体性はどうか	10
業務実施面	業務実施体制	業務を円滑に遂行できる体制（類似事業の実施経験を有している者の配置等）が確保されているか	10
	実施スケジュール	業務内容ごとに、実現可能なスケジュールとなっているか	10
提案価格	見積金額	価格点（10点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格（提案者が1者の場合は6点とする）	10

2 評価の方法について

- （1）各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- （2）各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- （3）各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。
- （4）受託候補者の特定
審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定。
ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。
なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定。